

衣類のお手入れ通信

クリスマスソングが巷に流れ、今年も残すところあと少しとなりました。年頭に抱いた夢や目標のこと、いつもご来店くださるお客様のお顔……。ゆく年のご愛顧に感謝すると共に、くる年（羊年）の皆様の益々のご多幸と、今後末永いお付き合いを心より祈念しております

【ご存知でしたか？のれん、ネクタイ、カーテンは衣料品ではなく雑貨品です】

毎年この時期になりますとよくご相談を受けるのは、のれんやカーテン、テーブルクロスなどの洗い方です。ご家庭でのれんをお洗濯すると、色が落ちたり裂けてしまったりすることがあります。テーブルクロスやカーテンにいたっては、極端に縮んでしまったり破れたり、なにかとトラブルが多いようです。

こういったものは、私どもクリーニング業者が取り扱った場合も、普通の衣料品と同じように洗ってしまいますと、ご家庭で洗濯したのと同じ結果になることがあります。洗濯のプロの我々が洗ってもトラブルが起きるならば、製品に欠陥があるのでしょうか。ところがそうとはいえないのです。

実は、のれんもカーテンもテーブルクロスも、家庭用品品質表示法においては繊維衣料品ではなく雑貨品の部類に入ります。他にネクタイ、リボン、法被（はっぴ）などもこの部類に入ります。そもそも衣料品と雑貨品の品質基準は全く違います。法的には衣料品は着用、洗濯を繰り返しても最低品質基準を保てるものでなくてはならないと定められています。しかし雑貨品は洗濯に関しては基準がありません。ですから洗濯に耐えるように製造されていなくても、法的にはまったく問題ないのです。

では、なぜ私どもなら洗濯が可能なのかと申しますと、これらの製品を洗う場合、細心の注意をはらっているだけではありません。洗ったときに変形したり縮んだりしたものは、**アイロン技術で整形します**。ネクタイにいたっては、洗うと縫製糸が解けて型崩れするものもありますので、縫製しなおして元の形にしてお渡しするわけです。

しかし、年月が経って劣化し始めたカーテンやのれんなどの雑貨品は、細心の注意をはらって洗ったとしても、破損・脱色する危険性があります。**長くお使いのものを洗濯に出される際には、その旨をひと言ご相談いただけると幸いです。**

定休日：日曜日・祝日 営業時間：7時30分～19時

〒496-0901 愛知県愛西市佐屋町新田 1-6

TEL・fax0567-26-9880 <http://105-929.com>

発行者：東郷俊博

愛知県愛西市、蟹江町、弥富市、飛島村、津島市、集配致します。